新潟市子ども条例周知・啓発等業務委託

仕様書

新潟市

こども未来部こども政策課

1 業務名

新潟市子ども条例周知・啓発等業務

2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的及び基本的な考え方

(1)目的

令和3年12月に制定された新潟市子ども条例(以下「本条例」という。)は、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすまちを実現することを目的に、子どもが有する基本的な権利やこれを保障するためのおとなの責務等を定めたものである。

本条例が、令和4年4月1日から施行され今年度で2年目を迎えることに伴い、本条例の内容を権利の主体である子どもや、子どもを取り巻くおとなを含むすべての市民に幅広く周知し、条例の趣旨を理解してもらうとともに、さらなる周知による認知度の向上を図ることを目的とする。

(2) 基本的な考え方

ア 本条例の趣旨を幅広く発信し、子ども自身や子どもに関わるすべて の人が、自分ごととして捉えてもらうよう努める。

- イ 民間による創意工夫を活かした手法及びコンテンツにより本条例の 周知・啓発を展開する。
- ウ 子ども関連の市が行う他事業や民間における取組などとも可能な範囲で連携を図りながら、波状的な周知・啓発を実施する。
- エ 子どもの権利推進計画に基づく各種取組を市民向けに発信することで、条例の趣旨や子どもの権利について考えるきっかけを創出する。
- オ こども政策課(以下、「当課」という。)で実施している子育てにやさ しいまちづくり事業に係る機運醸成や周知・啓発の取組と可能な限 り連携を図りながら、本事業を展開する。

4 委託業務の内容

(1) 周知・啓発計画の作成

受託者は、委託者の本条例に係る令和5年度全体事業スケジュールを 踏まえ、各周知・啓発対象に対する具体的な年間周知・啓発計画を策定 し、委託者の承認を得ること。

(2) パンフレットの制作

令和4年度に作成したパンフレットの増刷を行う。印刷にあたっては 委託者より Adobe Illustrator データまたは PDF データを提供するが、 修正等が発生した場合は受託者が作業を行う。なお、数量等については、 発注段階での予定であり、委託者及び受託者協議のうえで変更となる可能性がある。

ア 規格等(各対象共通)

· 寸法:A4

· 頁数:12頁

印刷:オールカラー(4C)

· 用紙:マットコート 90kg 相当

・ その他:100部ずつ梱包すること

イ 対象・数量

・ 小学生向け 10,000部

・ 中高生向け 10,000部

・ 一般向け 4,000部

ウ 制作工程

時期	委託者	受託者	備考
R 4. 7月上旬	初校確認 ←	パンフレット初	
		校データ送付	
R 4. 7月中旬	初校戻し ――	初校修正反映	製本確認
R 4. 7月中旬	二校確認 ←	二校制作	修正がある場合
R 4. 7月下旬	二校戻し ――	二校修正反映	修正がある場合
R 4. 7月下旬	納品受領 ←	完成版納品	修正がない場合
			は納期繰上げ

(3)(2)の配送

制作したパンフレットは、委託者の指示のもと、以下のとおり配送する。

ア 基本的事項

- ・ 受託者は委託者から提供された配送先リスト及び数量を踏まえ、 パンフレットを封緘し、宛名ラベル等を貼付した後、受託者の費 用負担により配送する。
- ・ パンフレットととも送付文等の文書を同封し、配送する。
- ・ 配送先はすべて新潟市内であり、配送数量は後日調整とする。

イ 配送先・配送先数

•	市立小学校	106 か所
•	附属小学校	1 か所
•	市立中学校	56 か所
•	附属中学校	1 か所
•	市立中等教育学校	1か所
•	市立・県立・付属特別支援学校	6 か所

私立学校 3 か所合計 174 か所

※配送先数は今後の調整により変更となる可能性がある。

(4) 広報媒体を活用した周知・啓発

本条例の趣旨を幅広い世代に理解してもらい、自分ごととして捉えてもらうため、マスメディアや SNS 等を活用しながら、受託者の創意工夫により広報コンテンツを制作し、これを発信する。

ア 広報ターゲット

新潟市在住で子育てを行っている 20~40 代をメインターゲットと しつつ、その親世代(祖父母世代)にも訴求できるよう考慮する。

イ 使用メディア

- Facebook、Instagram、Twitter などのメジャーSNSにおけるターケット指向性広告。
- 新潟市内に幅広く配付・流通している新聞、フリーペーパー、雑誌等の記事広告。
- ・ テレビスポット CM 用動画制作(15 秒)及び放映。
- ※ テレビスポット CM の活用は現時点での想定であり、予算上限の 範囲内でより効果のある媒体に変更する等の提案を行うことを 妨げない。
- ※ 内容は受託後に委託者との協議の上、決定する。

ウ 留意事項

・ 委託者が所管する新潟市公式 LINE アカウントなどと適宜連携を 図ること。

(5) 本条例の認知度に係るアンケート調査

本条例の認知度を把握するため、令和5年度末までに(令和5年12 月想定)本条例の認知度を図るための簡易アンケート調査を実施する。 ア 実施方法等

- アンケート項目は委託者にて設定する。
- ・ アンケートは WEB フォームで実施することを前提とし、当該フォームは受託者にて制作する。
- アンケートの集計は受託者にて行い、集計内容を報告書にとりま とめたうえで委託者に報告する。

イ 留意事項

- ・ 広報媒体を活用した周知・啓発業務における SNS 等との連携を図 りながら、より多くのユーザーにリーチし、回答率の向上に努め ること。
- ・ 回答率を向上させるため、抽選で一定数の回答者に景品を提供することとし、景品の取得に係る費用及び発送費等は受託者が負担

すること。

(6) ノベルティの製作

11月の「子どもの権利推進月間」前後に実施される各種イベントで配布する、子育て世代のほか幅広い世代の興味を引くノベルティを製作する。手に取ってもらうことで「新潟市子ども条例」を知るきっかけづくりとする。

アターゲット

子ども及び現役で子育てを行っている 20~40 代をメインターゲットとしつつ、幅広い世代にも訴求できるよう考慮する。

イ 内容

・ 幼児から小学生まで使用できる物品。安全性が担保され持ち運び しやすいこと。新潟市子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」 を用いるなどした子ども向けの優しいデザインとすること。「新 潟市子ども条例」の文言及び子ども条例HPにリンクする 2 次元 コードを可能な限り含めること。

(例:風船、シール、ステッカー、カラーペンシルなど)

・ 中学生からおとなまで使用できる物品。安全性が担保され持ち運 びしやすいこと。「新潟市子ども条例」の文言を含めること。

(例:付せん、ノート、メモ帳など)

ウ数量

- ・ 幼児から小学生向け 2種類以上各600個
- 中学生からおとな向け 1,000 個

工 留意事項

- ポケットティッシュは除くこと。
- ターゲットの興味を引く物品、デザインを提案すること。
- ・ 10月末までに納品すること。

(7) 企画提案による周知・啓発

ア イベントの企画

(ア)内容

- ・ 11月11日(土)に実施する本市主催のイベントにおいて「新潟市子ども条例」に関連する体験等を提供する。「子どもの権利」について幼児から小学生までが親しむことができる内容で効率的かつ効果的に企画、制作及び実施すること。
- ・ 会場はイオンモール新潟南店マリンコート脇スペース (縦 4.8 m×横 9.2m)。詳細は今後決定する。

(イ) 留意事項

・ 本市で実施されている児童虐待防止キャンペーン (毎年 11 月実施)など子ども・子育て関連の周知・啓発事業の取組を踏まえ、

これらと連携するかたちで、独自性を発揮した効果的な提案を行うこと。

- ・ 本事業の目的を踏まえたうえで、自由提案における目的やター ゲット、効果を明確にすること。
- ・ 具体性のある実現可能な提案とすること。
- ・ 委託者が従事者を配置する必要がある場合は、必要な従事者数 について委託者と協議を行った上、十分な期間を設けて事前準 備を行うこと。
- ・ 日時及び会場については、調整により変更となる可能性がある。

イ 自由提案

(ア) 内容

上記項目以外の効率的かつ効果的な周知・啓発等業務を受託者のみ企画・制作及び実施すること。

(イ) 留意事項

- ・本市で実施されている児童虐待防止キャンペーン (毎年 11 月実施) など子ども・子育て関連の周知・啓発事業の取組を踏まえ、これらと連携するかたちで、独自性を発揮した効果的な提案を行うこと。
- ・ 本事業の目的を踏まえたうえで、自由提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- ・具体性のある実現可能な提案とすること。
- ・実施内容は協議の、上決定すること。
- ・ 委託者が従事者を配置する必要がある場合は、必要な従事者数に ついて委託者と協議を行った上、十分な期間を設けて事前準備を 行うこと。

(8) 成果品及び納品

上記業務について、次のとおり成果品を納品すること。なお、成果品のうち、PDF については、Adobe Acrobat DC 2017 以降、Microsoft Word 及び Excel については、Office2013 以降、Adobe Illustrator については、Illustrator17 以降のバージョンとし、CD-R 等の記録媒体により納品することとする。

ア 周知・啓発計画

最終校 PDF 及び Excel データ

イ パンフレット

- 最終校 PDF 及び Adobe Illustrator データ※PDF データは WEB 掲載を想定し複数の圧縮率で提出すること
- ・ 紙媒体(数量については別途調整)

ウ パンフレットの配送

配送結果報告 (PDF 及び Excel データ)

- エ 広報媒体を活用した周知・啓発
 - · 広報に係るコンテンツ PDF データ
 - ・ SNS 広告及びスポット CM については、掲載期間やリーチ状況等をまとめた実績報告書 (PDF データ)
 - ・ 動画については解像度 1080p 以上、アスペクト比縦:横=9:16 DVD 及びデータでの納品
- オ 本条例の認知度に係るアンケート調査
 - ・ WEB フォームスクリーンショット等 PDF データ
 - ・ アンケート調査集計結果 Excel データ (いわゆる回答生データ)
 - ・ アンケート調査結果報告書(PDF及びWordデータ)
- カ 企画提案による周知・啓発
 - ・ 提案内容により委託者、受託者の協議により決定する。

5 共通留意事項

- (1) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方協議の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- (4)業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と随時協議を行い、委託業務を進めること。
- (5) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所等があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿(令和5年4月)に登録されている者とすることに努めるとともに、以下の点を明確にして、あらかじめ本市の承諾を得ること。
 - ア 再委託する業務の範囲
 - イ 再委託する合理性及び必要性
 - ウ 再委託先の業務履行能力
 - エ 再委託業務の運営管理方法
- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了 する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求す ることができる。

(7) 著作権等

- ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。
- イ 本業務に関する著作権(作成過程で作られた素材等の著作権も含む。) 及びその他の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、今後、作成

物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。

ウ 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素 材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものにつ いては、上記ア及びイに記載の限りではない。